「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「〇・九七七」を「〇・九七〇」に、「〇・九八〇」を「〇・九七三」に、「〇・九八三」を「〇・九七六」に、「〇・九八七」を「〇・九八〇」に、「〇・九九〇」を「〇・九八三」に改め、同条第五項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附則第三条の見出し中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に改め、同項の表第一号中「百四万九千九百円」を「百四万二千三百円」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「百二十八万四千四百円」を「百二十七万五千二百円」に、「七十七万八千五百円」を「七十七万二千八百円」に、「五百十一万二千九百円」を「五百七万五千九百円」に、「三百三十三万五千三百円」を「三百三十一万千二百円」に、「二百二十九万六千七百円」を「二百二十万千四百円」を「二十万円」に、「一万四千三百円」を「一万四千二百円」に、「六万四千八百円」を「六万四千三百円」に、「十三万六千七百円」を「十三万五千七百円」に、「七万四千六百円」を「七万四千百円」に、「二十二万四千円」を「二十二万二千四百円」に、「百八十一万三千四百円」を「百八十万二百円」に、「百六十九万五百円」を「百六十七万八千三百円」に、「一万五千九百五十円」を「一万五千八百三十四円」に改め、同表第二号中「〇・九六八」を「〇・九六一」に、「百分の二十一・三」を「百分の二十・四」に、「百分の十八・六」を「百分の十七・七」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第六項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「率は〇・九九〇」を「率は〇・九九三」に、「〇・九七八」を「当該改定後の率（〇・九六八）」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「〇・九六八」を「〇・九六一」に改め、同条第二項中「平成二十五年十月」を「平成二十六年四月」に、「百分の十八・一」を「百分の十七・二」に改める。

附則第七条第二項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・九九〇」を「〇・九九三」に改める。

（地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二五
平成四年四月から平成五年三月まで	〇・九九六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九七六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九六四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九四四
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九三八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九四一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九四六
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六一
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九六六
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九六八
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九六八
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九六四
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九六四

第一条第二号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二一四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一八五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一五五
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇八五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇三六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇六
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九六八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九六七